北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例の改正について（素案）

１　改正の趣旨

北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例(平成21年北海道条例第62号。以下「条例」という。)は、北海道における歯・口腔の健康づくりに関し、基本理念や道の責務及び教育関係者、保健医療福祉関係者、道民その他の者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本的な事項を定めることにより、生涯を通じた歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、道民の健康の増進に寄与することを目的に平成21年(2009年)に制定されました。

条例の制定から15年が経過しており、その間の少子高齢化の進展による人口構成の変化及び歯科疾患の疾病構造等の変化並びに条例の施行状況の検討結果を踏まえ、施策をより一層推進していくこととするため、条例を改正します。

２　改正の方向性

⑴　定期的な歯科健診の受診の促進

健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要です。

一方、本道において定期的に歯科健診を受診している人の割合は、全国平均と比較して低い状況です。

そのため、定期的な歯科健診の受診の促進について規定を追加します。

⑵　オーラルフレイル等の口腔機能に関する普及啓発

本道において、80歳で20本以上の歯を有する人の割合や60歳代における咀嚼良好者の割合は全国平均と比較して低い状況です。

口腔機能の維持及び口腔機能が低下した場合の回復及び向上を図るため、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間（※）等において、オーラルフレイル（口腔機能の虚弱な状態であって、回復することができる状態をいう。)等の口腔機能に関する普及啓発を行うこととする規定を追加します。

※　毎年11月８日～14日の１週間、8020運動（80歳で歯を20本以上維持することを目的とした取組をいう。）について道民の理解及び意識の高揚を図り、道民運動として定着するように取り組む期間のこと。

⑶　歯科医師等の役割の明確化

高齢化の進展に伴い、歯科医師等(歯科医師その他歯科医療又は保健指導に係る業務に従事する者をいう。)には、歯科医学的な視点から推進すべき歯科医療の提供だけでなく、他職種が歯科医療に対してどのようなニーズをもっているかを把握し、相互理解を深めることが期待されています。また、今回の条例改正によって道が新たに実施する定期的な歯科健診の受診の促進及びオーラルフレイル等の口腔機能に関する普及啓発に係る施策について、歯科医師等の協力が求められます。

こうしたことから、歯科医師等の役割について明確化する規定を追加します。

３　今後のスケジュール（予定）

令和７年第１回北海道議会定例会へ条例案を提案予定